

南丹市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。
- (2) 一般介護予防事業 法第115条の45第1項第2号に規定する事業をいう。
- (3) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (4) 委託事業者 法第115条の47第4項の規定による委託を受けた者をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）で使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 総合事業の実施主体は、南丹市とする。

(事業の実施方法)

第4条 市長は、総合事業(第1号介護予防支援事業を除く。)の実施について、適切な事業運営が確保できると認められる法人等を指定し、又は当該法人等に委託することができるものとする。

(対象者)

第5条 第1号事業の対象者は、介護保険の被保険者（法第115条の45第1項に規定する被保険者をいう。以下同じ。）のうち次のいずれかに該当す

るものとする。

(1) 法第 32 条の規定による要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）

(2) 施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号に規定する被保険者（以下「事業対象者」という。）

2 一般介護予防事業の対象者は、法第 9 条第 1 号に規定する介護保険の第 1 号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

（事業構成等）

第 6 条 総合事業の事業構成、実施機関及び事業内容は、別表のとおりとする。

（第 1 号事業支給費）

第 7 条 市長は、居宅要支援被保険者又は事業対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）が指定事業者の当該指定に係る第 1 号事業（以下「指定第 1 号事業」という。）を行う事業所により行われる当該指定第 1 号事業を利用したときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、第 1 号事業支給費を支給するものとする。

2 前項の第 1 号事業支給費の額は、次の各号に掲げる事業に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第 1 号訪問事業又は第 1 号通所事業 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護又は同条第 7 項に規定する介護予防通所介護に係る旧法第 53 条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）の 100 分の 90（法第 59 条の 2 に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100 分の 80）に相当する額

(2) 第 1 号介護予防支援事業 法第 58 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）の 100 分の 100 に相当する額

3 市長は、居宅要支援被保険者等が指定第 1 号事業を行う事業所により行

われる当該指定第1号事業を利用したときは、当該居宅要支援被保険者等が当該指定事業者を支払うべき当該指定第1号事業に要した費用について、第1号事業支給費として当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者等に対し第1号事業支給費の支給があったものとみなす。

5 第1項から前項までに定めるもののほか、第1号事業支給費に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(支給限度額)

第8条 前条の規定により支払う額の限度額は、法第55条第1項の規定の例によるものとする。

2 前項の規定を事業対象者に適用する場合において、介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する単位数は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに規定する単位数とする。

3 居宅要支援被保険者が第1号事業及び介護予防サービス等(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスをいう。)を利用するときは、第1号事業支給費の額及び介護予防サービス費等の支給額の合計額は、第1項の限度額を超えることができない。

(利用料等)

第9条 指定第1号事業を利用した居宅要支援被保険者等は、当該サービスに要した費用の額から第7条の規定により支給される第1号事業支給費の額を控除した額を利用料として、当該サービスを提供した指定事業者へ直接支払うものとする。

2 総合事業を利用した者は、総合事業の利用の際に、食費、原材料費等の実費が生じたときは、当該実費を負担するものとし、事業を実施する機関に直接支払うものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 指定第1号事業以外の総合事業に係る利用料は、市長が別に定める。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、居宅要支援被保険者等が支払った指定第1号事業の利用に係る利用料が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に

対し、法第 61 条に規定する高額介護予防サービス費及び法第 61 条の 2 に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。

- 2 前項に掲げる高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 29 条の 2 の 2 及び第 29 条の 3 の規定を準用する。
- 3 第 1 項の規定に関わらず、法第 69 条に規定する給付額減額等の記載を受けている居宅要支援被保険者等には、当該給付額の減額期間が経過するまでの間について、高額介護予防サービス費等相当額の支給を行わない。

（給付制限）

第 11 条 市長は、居宅要支援被保険者等に介護保険料の滞納があるときは、法第 66 条、第 67 条及び第 69 条の例により、第 1 号事業支給費の給付を制限することができる。

- 2 市長は、第 1 号事業支給費の支給を受ける居宅要支援被保険者等が法第 69 条に規定する給付額減額等の記載を受けているときは、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額の減額期間が経過するまでの間に利用した第 1 号事業（第 1 号介護予防支援事業を除く。）に係る第 1 号事業支給費の額について、第 8 条の規定を適用する場合においては、同条中「100 分の 90」とあるのを「100 分の 70」とする。
- 3 法第 59 条の 2 に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第 1 号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、前項中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 80」とする。

（秘密の保持）

第 12 条 総合事業の実施機関は、総合事業の実施にあたって、総合事業を利用する者の人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

事業構成		実施機関	事業内容
介護予防・生活支援サービス事業	第1号訪問事業（訪問型サービス）	訪問介護相当サービス	旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの
		くらし安心サポート事業（訪問型サービスA）	生活動作及び日常生活動作は自立できているが、交通手段の確保が困難であり、加齢により負荷のかかる動作が困難である者に対し、掃除、食事の準備、買物等の生活維持のために必要な支援を行うもの
	第1号通所事業（通所型サービス）	通所介護相当サービス	旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するもの
	第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	地域包括支援センター	対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うもの
一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	市及び委託事業者	高齢になってもできる限り医療や介護を必要とする状態にならないよう、健康増進や介護予防活動の普及・啓発を行うもの
	地域介護予防活動支援事業	市、委託事業者及び市民	地域において、介護予防活動の育成・支援を行うもの